

日本泳法競技規則

前文 本規則は、(公財)日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)による競泳競技規則、各種競技規則を基に制定したものであり、本連盟ならびに本連盟の加盟団体(以下「加盟団体」という)が主催する競技会、並びに公認する競技会を対象として適用される。

第1条 総則

- 1.1 本連盟が公認する日本泳法の流派は、次に掲げる13流派とする。
①神統流 ②小堀流踏水術 ③山内流 ④主馬神伝流 ⑤神伝流 ⑥水任流
⑦岩倉流 ⑧能島流 ⑨小池流 ⑩観海流 ⑪向井流 ⑫水府流 ⑬水府流太田派
- 1.2 日本泳法の競技種別は、次に掲げるものとする。
(1) 泳法競技(個人泳法競技、団体泳法競技)
(2) 支重競技
(3) 横体競泳競技
(4) その他競技
- 1.3 競技会における競技者及び出場団体は、本連盟及び加盟団体に団体登録及び競技者登録することを原則とする。
但し、日本国外チーム及び競技者は登録を免除することができる。
- 1.4 資格者区分については、日本泳法資格審査規則の資格とする。
- 1.5 競技者の年齢区分については、競技会開催年度の4月1日現在の満年齢を基準とする。

第2条 競技会

- 2.1 競技会の主催者は、競技会の開催日程・会場・競技種目とその内容・参加資格等、競技会実施に必要な事項を決定し、要項等として事前に周知の上、参加団体・競技者が順守すべき事項について明確にしなければならない。
- 2.2 競技会の主催者は、競技会開催に必要な十分な競技役員を指名し、競技会の公平かつ安全な運営を確保する。
- 2.3 競技会の主催者は、必要に応じて競技役員数を変更し、その他の競技役員を置くことができる。
- 2.4 本連盟または競技会の主催(主管)団体から指名された大会総務または実行委員会は、競技会運営全般について統括し、本規則に規定されていること以外の事項について決定し、競技役員に対し指示を行い競技会運営を行う。

第3条 競技役員

- 3.1 競技会の競技役員は、役員長、審判員および係員によって構成する。
- 3.2 審判員は、審判長、泳法競技審判員、支重競技審判員、横体競泳競技審判員によって構成する。
- 3.3 泳法競技審判員には、主任を置く。
- 3.4 支重競技審判員には、主任及び泳法審判員を置く。

- 3.5 横体競泳競技審判員には、主任及び泳法審判員、折返監察員、着順審判員、計時員、出発合図員、機械審判員を置く。
- 3.6 係員は、原則以下の各係にて構成し、各係に主任を置く。また必要に応じ、副主任、その他の係員を置くことができる。
- 運営統括係
 - 招集係
 - 出発合図係
 - 通告係
 - 記録係
 - システム係
 - 映像・記録・配信係
 - 会場総務係
 - 受付係
 - 会場設営係
 - 表彰係
 - 監視救護係
 - 医務係
 - 広報係
- 3.7 役員長
- (1) 役員長は全ての競技役員に対して統括権を持ち、その割り当てを承認し、競技会に関する全ての運営や規則について指示する。
競技規則と決定事項を施行し、競技会の実際の運営に関しての問題点について解決する。
また、規則にない事項についての最終決定を下す。
 - (2) 競技役員が競技会運営の各職に全て就いていることを確認する。
欠席者および任務の遂行が不可能になった者の補充、不相当と思われる者の交代を命ずることができる。
 - (3) 全ての競技規則が順守されていることを確認し、いずれの段階においても競技に介入することができる。
競技種目に関する全ての抗議に裁定を下す。
- 3.8 審判長
- (1) 競技種目において全ての担当競技役員に対し統括権を持ち、競技会の運営を行い競技結果を決定し確定する。
 - (2) 招集員からの違反等の報告を受けた場合、状況を確認し、裁定を下す。
 - (3) 必要に応じ役員長の裁定を仰ぎ、担当競技種目に関する抗議に裁定を下す。
- 3.9 競技役員は公認競技役員で編成することを原則とする。但し、公認競技役員が不足する場合は、その限りでない。
- 3.10 泳法競技審判員は、原則、「教士」及び「範士」資格保有者とする。

第4条 泳法競技

- 4.1 泳法競技において競技者が演技できる種目は、「流派泳法種目一覧表」（別紙）に掲げるものとする。
ただし、競技会の主催者の特段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

第5条 個人泳法競技

- 5.1 個人泳法競技は、各競技者が演技して獲得した得点で順位を競う競技とする。
- 5.2 競技者は、審判団主任による笛等の合図で演技を開始し、指定された演技エリアで演技を行い、審判団主任による笛等の合図で演技を終了する。
- 5.3 競技者は、通告された内容に疑いがある場合、演技開始前に審判団主任へ確認を求めることができる。
また、通告内容に関する演技開始後の変更は、原則認められない。
- 5.4 個人泳法競技において、複数の演技を行う場合は、「流派泳法種目一覧表」（別紙）に記載されている泳法種目を重複して演技することはできない。
- 5.5 個人泳法競技の審判は、泳法競技審判3名以上で編成された審判団が行う。
- 5.6 各泳法競技審判員は、競技者の演技に対して、別に定める「泳法競技審判要領」に基づき、以下の採点基準表に従い採点する。

採点基準表

レベル	内容	採点
抜群	これ以上を想像し難い抜群の泳ぎである	10.0
	更なる向上の余地を期待するものの非常に素晴らしい泳ぎである	9.5
	自身の泳ぎとしての確立が見られ素晴らしい	9.0
優秀	終始安定していて優秀な泳ぎである	8.5
	極細部で指摘事項があるものの優秀な泳ぎである	8.0
	細部で要求事項があるものの優秀な泳ぎである	7.5
良好	細部を除き完成度の高い良好な泳ぎである	7.0
	むらはあるものの完成度の高い良好な泳ぎである	6.5
	完成度の高い泳ぎが垣間見られる	6.0
普通	完成度は高くないが水準には達した泳ぎである	5.5
	大部分は泳ぎとなっている	5.0
	一時的におかしいものの大部分は泳ぎとなっている	4.5
不十分	姿勢・推進力(手足)・バランスのいずれかが常に不十分	4.0
	姿勢・推進力(手足)・バランスの複数が常に不十分	3.5
	姿勢・推進力(手足)・バランスのいずれも常に不十分	3.0
不満足	姿勢・推進力(手足)・バランスのいずれかが全く不満足	2.5
	姿勢・推進力(手足)・バランスの複数が全く不満足	2.0
	姿勢・推進力(手足)・バランスのいずれも全く不満足	1.5
不可	演技として認められない	1.0
失敗	演技を途中でやめてしまった	0.5
未演技	指定の演技がなされない	0.0

- 5.7 一回の演技の得点は、泳法競技審判員全員の採点を合算したものとす。
ただし、競技会の主催者の特段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

第6条 団体泳法競技

- 6.1 団体泳法競技は、1チーム複数名の競技者による2チーム以上が、一試合で1名ずつ対戦する点取り方式の競技とする。
- 6.2 競技会の主催者は、対戦方式等の条件を決定し、明確にしなければならない。
- 6.3 競技会の主催者は、当該競技におけるチーム構成人数、男女別区分の有無、年齢区分、資格者区分、演技種目数、体位分類（平体・横体・立体）指定、類型分類指定等を決定し、団体泳法競技の競技種目を明確にしなければならない。
- 6.4 各チームは、試合毎に競技者、泳順、演技種目等の必要事項を競技会の主催者に事前登録する。
また、事前登録締切後の登録内容変更は認められない。
- 6.5 一試合におけるチーム内競技者の演技は、「流派泳法種目一覧表」（別紙）に記載されている泳法種目を重複して演技することはできない。
- 6.6 団体泳法競技の審判は、泳法競技審判3名以上で編成された審判団が行う。
- 6.7 競技者は、通告された内容に疑いがある場合、演技開始前に審判団へ確認を求めることができる。
また、通告内容に関する演技開始後の変更は、原則認められない。
- 6.8 競技者は、審判団主任による笛等の合図で演技を開始し、指定された演技エリアで演技を行い、審判団主任による笛等の合図で演技を終了する。
- 6.9 審判員は、2チーム以上の競技者が同時に行った演技を比較し、別に定める「泳法競技審判要領」に基づき、審判員自身の評価基準で優劣を判定する。
審判員の判定には、引き分けはないものとする。
- 6.10 審判員は、最も優位な競技者の属するチームについて、審判団主任による笛等の合図で速やかに提示する。
- 6.11 対戦結果は、最も優位な競技者と判定した審判員の数が最も多いチームに1点が与えられる。
- 6.12 試合の勝者は、一試合の中で最多得点を得たチームとし、試合勝者チーム決定後の対戦は、省略できるものとする。

第7条 支重競技

- 7.1 支重競技は、競技者が立体泳法で重量物を水面上に保持した時間の長さで順位を競う競技とする。
なお、立体泳法とは「流派泳法種目一覧表」に掲載されている各流派の立游・立泳・立泅・立游正体・差の業「要」をいう。
- 7.2 支重競技の審判は、支重泳法審判員2名以上で行う。
- 7.3 支重泳法審判員の主任は、競技者の入水から退水するまで、競技者への指示を行う。
- 7.4 各支重泳法審判員は、異なる角度から競技者の演技を監視し、演技終了条件の行為を確認した時点で、主任へ合図する。
- 7.5 演技開始は、競技者が重量物を保持して泳ぎ始めたとき支重泳法審判員主任が判定した時点とする。
- 7.6 演技終了は、支重泳法審判員主任が、競技者に対して、以下の演技終了条件行為のいずれかを判定した時点とする。
(1) 競技者の①手の甲、②顎または耳、③後頭部のいずれかが水没
(2) 指定された演技エリアを超えた競技者の移動
- 7.7 競技者の計時は、演技開始から演技終了までの時間とし、秒未満を切り捨てる。
- 7.8 重量物を水底に落下させた場合、その競技者を失格とする。

第8条 横体競泳競技

- 8.1 横体競泳競技は、横体泳法にて、指定距離を泳ぎ切る速さで順位を競う競技とする。
- 8.2 横体泳法
- 8.2.1 横体泳法の定義
- (1) スタートおよび折返し動作中を除き、競技中は横体姿勢で泳がなければならない。
- (2) 横体姿勢とは、横臥位で両肩および両腰を結ぶ上体面と水面との傾度が90度を基準に、うつ伏せ方向へ45度、あおむけ方向へ45度を限度とする姿勢とする。
- (3) 競技中は、身体の一部が常に水面上に出ているなければならない。
但し、折返しの間、スタートおよび折返し後、ゴールタッチの際は、身体が完全に水没することを許容する。
- (4) 手の動作は、水面上へ掻き抜いてもよい。
- (5) スタートおよび折返し動作中を除き、競技中の足の動作は、あおり足を用いるものとする。
- 8.2.2 横体泳法のスタート
- (1) 横体泳法のスタートは水中から行う。
- (2) 横体競泳競技審判主任の1回目の長いホイッスルによって競技者は速やかにプールに入る。
- (3) 2回目の長いホイッスルによって故意に遅らせることなくスタートの位置につく。
- (4) 出発の合図が発せられる前に、競技者はスタート台に向き、両手でスターティンググリップを持つ。
また、つま先を含む足の位置は水面の上下いずれに位置してもよいが、プールのへり、タッチ板の上端、排水溝より上に足の指が出てはならない。
- (5) 横体競泳競技出発合図員の号令によって、競技者は速やかにスタートの姿勢をとる。
- (6) 横体競泳競技出発合図員は、全ての競技者が静止した状態になったら、スタートの合図をする。
- (7) 出発合図の前にスタートの動作を起こした競技者は失格となる。
また、失格が宣告される前にスタートの合図が発せられた場合、競技は続行し、フォルススタートした競技者は競技終了後失格となる。
(フォルススタートのやり直しは行わない。)
- (8) スタートで壁から足が離れた直後には、横体姿勢になっていなければならない。
- 8.2.3 横体泳法の折り返し
- (1) 折返しを行っている間に、泳者の身体の一部が自コースの壁に触れなければならない。
- (2) 折返しを行う目的で、一時的に横体姿勢でなくなってもよい。
但し、折返しで、壁から足が離れた直後には、横体姿勢になっていなければならない。
- (3) 折返しでクイックターンを用いる場合、一連の動作として片腕のかきを折り返し初期の動作に使用することができる。

- 8.2.4 横体泳法のスタートおよび折返し後
（１）スタートおよび折返し後は、完全に身体が水没した状態で、一かきと一あおりを行うことができる。
また、一かき一あおりとは、右手・左手・あおり足の一連の動作をいう。
（２）左右いずれか早い方の二かき目がかき切れ、三かき目の動作が開始、若しくは二あおり目の挟み動作が開始されるまでに頭の一部が水面に出なければならぬ。
（３）最初の一かきをしている間に、次のあおり足につながる横向きのバタ足・バタフライキックが1回許される。
- 8.2.5 横体泳法のゴールタッチ
（１）ゴールタッチの際、泳者は横体の姿勢で自コースの壁に触れなければならない。
（２）ゴールタッチの際、身体が完全に水没することを許容する。
- 8.3 その他、競泳競技において本規則に定めのない事項は、本連盟の「競泳競技規則」を準用する。

第9条 水着等

- 9.1 競技者は、競技において道具を使用してはならない。
ただし、支重競技に必要な重量物は、この限りではない。
- 9.2 その他、本連盟「競泳競技規則」の水着等の定めを準用する。
ただし、競技会の主催者の特段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

第10条 抗議

- 10.1 次の場合、競技に関する抗議ができる。
（１）競技規則または競技会の主催者による定めが順守されていなかった場合。
（２）発生事象が、競技会の主催者や他の競技者によって引き起こされた場合。
（３）その他、当該競技の審判団主任（競泳競技の場合は審判主任）（以下、「当該競技の責任者」という）の判断に納得できない場合。
- 10.2 次の場合、競技に関する抗議ができない。
（１）明らかな事実の場合。
（２）全ての競技における個々の審判員の採点および判定の場合。
- 10.3 抗議の種類
（１）口頭による異議申立
競技中に発生した事項に関して行う抗議
（２）文書による抗議
口頭による異議申立が受け入れられなかった場合、または、競技中以外に発生した事項に関して行う抗議
- 10.4 口頭による異議申立
- 10.4.1 手順
個人競技の場合は競技者本人、団体競技の場合は競技者本人または当該チームの代表者（以下、「異議申立者」という）が、当該競技の審判団主任（競泳競技の場合は審判主任）（以下、「当該競技の責任者」という）に対して、口頭による異議申し立てを行うことができる。
- 10.4.2 預り金
不要とする。
- 10.4.3 異議申立可能期間
演技実行後から結果確定前までとする。
- 10.4.4 受付後の対応
当該競技の責任者は、必要に応じて関係者へのヒアリングを行い、異議申立事項に対して裁定し、異議申立者へ回答しなければならない。
- 10.4.5 回答後の対応
当該競技の責任者からの異議申立回答後に、口頭による異議申立はできない。
ただし、回答内容に不服がある場合は、文書による抗議ができる。
- 10.5 文書による抗議
- 10.5.1 手順
当該競技者が所属する団体の責任者（以下、「抗議申立者」という）は、文書による抗議を審判長宛に提出することができる。
- 10.5.2 預り金
20,000円とする。

10.5.3 抗議提出可能期間

- (1) 競技開始前にあらかじめ予見される事項の場合、該当する競技開始の合図が発せられる前まで
- (2) 競技中に発生した事項の場合、該当する競技終了後30分以内
- (3) 競技後(公式競技記録公表後)に発生した事項の場合、公式競技記録公表後30分以内

10.5.4 受付後の対応

抗議を受付けた審判長は、役員長が設置されている場合、遅滞なく役員長へ報告しなければならない。

役員長または審判長は、必要に応じ競技役員の中から裁定委員を若干名任命し、抗議内容を検討・諮問または裁定を委ねることができる。審判長は、裁定結果について抗議申立者へ説明しなければ

10.5.5 回答後の対応

- (1) 抗議が全面的に求められた場合、預り金は、抗議申立者に全額返却される。
- (2) 抗議が認められなかった場合、預り金は、競技会の主催者が全額徴収する。
- (3) 抗議が一部認められた場合、その割合の如何を問わず、預り金は、抗議申立者と競技会の主催者での折半とする。

第11条 その他

- 11.1 全ての競技者・監督・コーチ・役員は、「競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規程」に違反する物品を、競技会場内で着用・携行して宣伝・広告の媒体となってはならない。
ただし、公式競技会および公認競技会のシンボルマークや、本連盟が認めたものは、この規則から除外する。
- 11.2 前項に違反した者は、本連盟の審査によって登録競技者の資格を失う。
- 11.3 本規則に規定されていない事項に関しては、本連盟が必要に応じて決定する。

第12条 付則

1. 本規則は、日本泳法委員会が主管し、理事会で審議決定する。
2. 改訂履歴
 - 1) 本規則は2026年4月1日に制定し、2026年10月1日より施行する。
なお、本規則は旧規則の全面見直しによる制定であり、本制定により旧規則は廃止とする。
(旧規則：昭和51年4月1日改正施行、平成30年4月1日最終改定施行)

日本泳法評価規則

前文 本規則は、(公財)日本水泳連盟(以下「本連盟」という。)による競泳競技規則、各種競技規則を基に制定したものであり、本連盟ならびに本連盟の加盟団体(以下「加盟団体」という)が主催する評価会、並びに公認する評価会を対象として適用される。

第1条 総則

- 1.1 本連盟が公認する日本泳法の流派は、次に掲げる13流派とする。
①神統流 ②小堀流踏水術 ③山内流 ④主馬神伝流 ⑤神伝流 ⑥水任流
⑦岩倉流 ⑧能島流 ⑨小池流 ⑩観海流 ⑪向井流 ⑫水府流 ⑬水府流太田派
- 1.2 日本泳法の評価種別は、次に掲げるものとする。
(1) 個人泳法評価
(2) その他評価
- 1.3 資格者区分については、日本泳法資格審査規則の資格とする。
- 1.4 年齢区分については、評価会開催年度の4月1日現在の満年齢を基準とする。

第2条 個人泳法評価会

- 2.1 日本泳法の個人泳法評価会の種類は、次のとおりとする。
(1) 日本泳法ジュニア評価会
(2) 日本泳法研鑽評価会
(3) 日本泳法初心者評価会
(4) その他評価会
- 2.2 評価会の主催者は、評価会の開催日程・会場・評価種目とその内容・参加資格等、評価会実施に必要な事項を決定し、要項等として事前に周知の上、参加団体・被評価者が順守すべき事項について明確にしなければならない。
- 2.3 評価会の主催者は、評価会開催に必要な十分な評価役員を指名し、評価会の公平かつ安全な運営を確保する。
- 2.4 評価会の主催者は、必要に応じて評価役員数を変更し、その他の評価役員を置くことができる。
- 2.5 本連盟または評価会の主催(主管)団体から指名された評価会総務または実行委員会は、評価会運営全般について統括し、本規則に規定されていること以外の事項について決定し、評価役員に対し指示を行い評価会運営を行う。

第3条 評価役員

- 3.1 評価会の評価役員は、役員長、評価員および係員によって構成する。
- 3.2 評価員は、評価長、評価員によって構成し、評価員に主任を置く。

- 3.3 係員は、原則以下の各係にて構成し、各係に主任を置く。また必要に応じ、副主任、その他の係員を置くことができる。
- 運営統括係
 - 招集係
 - 出発合図係
 - 通告係
 - 記録係
 - システム係
 - 映像・記録・配信係
 - 会場総務係
 - 受付係
 - 会場設営係
 - 表彰係
 - 監視救護係
 - 医務係
 - 広報係
- 3.4 役員長
- (1) 役員長は全ての評価役員に対して統括権を持ち、その割り当てを承認し、評価会に関係する全ての運営や規則について指示する。
評価規則と決定事項を施行し、評価会の実際の運営に関しての問題点について解決する。
また、規則にない事項についての最終決定を下す。
 - (2) 評価役員が評価会運営の各職に全て就いていることを確認する。
欠席者および任務の遂行が不可能になった者の補充、不適當と思われる者の交代を命ずることができる。
 - (3) 全ての評価規則が順守されていることを確認し、いずれの段階においても評価に介入することができる。
- 3.5 評価長
- (1) 評価種目において全ての担当評価役員に対し統括権を持ち、評価会の運営を行い競技結果を決定し確定する。
 - (2) 招集員からの違反等の報告を受けた場合、状況を確認し、裁定を下す。
- 3.6 評価役員は公認競技役員で編成することを原則とする。但し、公認競技役員が不足する場合は、その限りでない。
- 3.7 泳法評価員は、原則、「教士」及び「範士」資格保有者とする。

第4条 個人泳法評価

- 4.1 個人泳法評価において被評価者が演技できる種目は、「流派泳法種目一覧表」（別紙）に掲げるものとする。
ただし、評価会の主催者の特段の定めがある場合は、その定めによるものとする。
- 4.2 個人泳法評価は、被評価者が演技して獲得した得点に基づき評価基準に基づく評価を行うものとする。
- 4.3 被評価者は、評価団主任による笛等の合図で演技を開始し、指定された演技エリアで演技を行い、評価団主任による笛等の合図で演技を終了する。
- 4.4 被評価者は、通告された内容に疑いがある場合、演技開始前に評価団主任へ確認を求めることができる。
また、通告内容に関する演技開始後の変更は、原則認められない。
- 4.5 個人泳法評価において、複数の演技を行う場合は、「流派泳法種目一覧表」（別紙）に記載されている泳法種目を重複して演技することができない。
- 4.6 個人泳法評価の評価は、泳法評価員3名以上で編成された評価団が行う。
- 4.7 各泳法評価員は、被評価者の演技に対して、別に定める「泳法競技審判要領」に基づき、以下の採点基準表に従い採点する。

採点基準表

レベル	内容	採点
抜群	素晴らしい	5.0
優秀	秀でている	4.5
	優れている	4.0
良好	良好である	3.5
	概ね良好である	3.0
普通	水準に達している	2.5
	概ね水準に達している	2.0
不十分	姿勢・推進力(手足)・バランスが不十分	1.5
不満足	姿勢・推進力(手足)・バランスが不満足	1.0
不可	演技として認められない	0.5
失敗・未演技	指定の演技がなされない	0.0

- 4.8 一回の演技の得点は、泳法評価員全員の採点を平均し、以下の評価基準表に従いランク評価する。ただし、評価会の主催者の特段の定めがある場合は、その定めによるものとする。

評価基準表

採点平均	ランク
5.0満点	S
4.0以上	A
3.0以上	B
2.0以上	C
1.0以上	D
1.0未満	E

第5条 その他

- 5.1 全ての被評価者・監督・コーチ・役員は、「競技会において着用又は携行することができる水泳用品、用具の商業ロゴマーク等についての取り扱い規程」に違反する物品を、評価会場内で着用・携行して宣伝・広告の媒体となってはならない。ただし、公式評価会および公認評価会のシンボルマークや、本連盟が認めたものは、この規則から除外する。
- 5.2 本規則に規定されていない事項に関しては、本連盟が必要に応じて決定する。

第6条 付則

1. 本規則は、日本泳法委員会が主管し、理事会で審議決定する。
2. 改訂履歴
 - 1) 本規則は、2026年4月1日に制定し、2026年10月1日より施行する。

日本泳法資格審査規則

第1章 総則

- （公財）日本水泳連盟が授与する日本泳法に関する資格の審査等は、この日本泳法資格審査規則によらなければならない。
- 日本泳法に関する資格は、次の7資格とする。
 - 「游士」
 - 「練士」
 - 「教士」
 - 「範士」
 - 「修水」
 - 「和水」
 - 「如水」
- 資格審査を受ける者は、次に掲げる13流派のいずれかに属していることを原則とする。
 - ①神統流 ②小堀流踏水術 ③山内流 ④主馬神伝流 ⑤神伝流 ⑥水任流 ⑦岩倉流 ⑧能島流 ⑨小池流 ⑩観海流 ⑪向井流 ⑫水府流 ⑬水府流太田派
- 資格審査の演技種目は、（公財）日本水泳連盟日本泳法競技規則に定める「流派泳法種目一覧表」に記載された泳法から選ばなければならない。
- 本規則でいう年数は年度末経過数をいい、年齢は該当年の4月1日現在の満年齢とする。
- 資格審査は、原則として年1回行う。

第2章 資格審査専門委員会

- 日本泳法の資格審査は、資格審査専門委員会が行う。
- 資格審査専門委員会は、資格審査専門委員長（以下、委員長という）と、資格審査特別委員（以下、特別委員という）、資格審査委員（以下、委員という）をもって構成する。
- 委員長は、（公財）日本水泳連盟日本泳法委員会委員長、又は同経験者、若しくはそれに準ずる者とし、（公財）日本水泳連盟日本泳法委員会が選任する。
- 特別委員と委員は、（公財）日本水泳連盟日本泳法委員会が選任する。
 - 特別委員は、流派の泳法に精通し、日本泳法の保存と普及・発展に特に顕著な実績のある学識経験者とする。
 - 委員は、（公財）日本水泳連盟「範士」登録者で、各流派の泳法に精通し、日本泳法の保存と普及・発展に実績のある者とし、日本泳法大会泳法競技審判員経験者を原則とする。
- 資格審査専門委員会は、第1章2.に記載する各資格を審査するため、各審査会を設置する。
 - 各審査会は、委員長が指名する、主任・副主任各1名と複数の特別委員・委員をもって構成する。ただし、主任は特別委員から選任する。
 - 審査会は、審査申込書による書類審査と当該流派の演技審査を行う。
 - 各審査会主任は、審査会の審査結果を委員長に報告する。
 - 委員長は、各資格の可否について日本泳法委員長に報告し、日本泳法委員長がこれを決定する。
- 特別委員と委員の任期は、毎年7月より翌年6月までの1年とする。

ただし、（公財）日本水泳連盟日本泳法委員会が別途定める定年に関する事項に抵触する場合を除き再任を妨げない。

第3章 游士 資格審査

- （公財）日本水泳連盟は、日本泳法において、自流派の泳ぎを習得していると認められる者に対し、「游士」の称号を授与する。
- 審査を受けることが出来る者は、25歳以上とする。
- 審査を受ける者は、資格審査専門委員会が指定した演技種目を演技して審査を受けるものとする。

演技種目は、原則として2種目以上とする。

尚、演技種目の内1種目は審査を受ける者が自ら指定できるものとする。

第4章 練士 資格審査

- （公財）日本水泳連盟は、日本泳法において、自流派の泳ぎの技量が練達であると認められる者に対し、「練士」の称号を授与する。
- 審査を受けることができる者は、以下に掲げる(1)、(2)項のいずれかを満たしている者であること。
 - 当該流派で「游士」の資格を与えられて、3年を経過した28歳以上の者。

- (2) 「日本泳法競技規則」1.2(1) 泳法競技(個人泳法競技)に当該流派で出場し、予選を通過した実績を有する者、あるいは泳法競技(個人泳法競技)予選に当該流派所属で3回以上出場した経験を有する者で、25歳以上の者。
3. 審査を受ける者は、資格審査専門委員会が指定した演技種目を演技して審査を受けるものとする。
演技種目は、原則として2種目以上とする。

第5章 教士 資格審査

1. (公財)日本水泳連盟は、「練士」の資格を有する者のうち、人格、技量、識見ともに備わり、日本泳法各流派の指導者として実績があると認められる者に対し、「教士」の称号を授与する。
2. 審査を受けることができる者は、当該流派で「練士」の資格を与えられて、5年を経過した30歳以上の者であること。
3. 審査を受ける者は、資格審査専門委員会が指定した演技種目を演技して審査を受けるものとする。
演技種目は、原則として3種目以上とする。
尚、演技種目の内1種目は、審査を受ける者が自ら指定できるものとする。

第6章 範士 資格審査

1. (公財)日本水泳連盟は、「教士」の資格を有する者のうち、人格、技量、識見ともに備わり、日本泳法の普及・発展に貢献し、他の模範になると求められる者に対し、「範士」の称号を授与する。
2. 審査を受けることができる者は、当該流派で「教士」の資格を授与されて、10年を経過した45歳以上の者であること。
3. 審査を受ける者は、審査を受ける者が自ら指定した演技種目を演技して審査を受けるものとする。
演技種目は、原則として2種目以上とする。

第7章 修水 資格審査

1. (公財)日本水泳連盟は、「游士」の資格を有する者のうち、自流派の泳ぎを修得し、研鑽を積んでいると認められる者に対し、「修水」の称号を授与する。
2. 審査を受けることができる者は、当該流派で「游士」の資格を与えられて、3年を経過した28歳以上の者であること。
3. 審査を受ける者は、資格審査専門委員会が指定した演技種目を演技して審査を受けるものとする。
演技種目は、原則として2種目以上とする。
尚、演技種目の内1種目は審査を受ける者が自ら指定できるものとする。

第8章 和水 資格審査

1. (公財)日本水泳連盟は、「修水」または「練士」の資格を有する者のうち、自流派の泳ぎを追求し、水に和す水準に達したと認められる者に対し、「和水」の称号を授与する。
2. 審査を受けることができる者は、当該流派で「練士」または「修水」の資格を与えられて、5年を経過した50歳以上の者であること。
3. 審査を受ける者は、資格審査専門委員会が指定した演技種目を演技して審査を受けるものとする。
演技種目は、原則として3種目以上とする。
尚、演技種目の内2種目は審査を受ける者が自ら指定できるものとする。

第9章 如水 資格審査

1. (公財)日本水泳連盟は、「和水」または「教士」の資格を有する者のうち、永く自流派の泳ぎを追求し続け、熟達していると認められる者に対し、「如水」の称号を授与する。
2. 審査を受けることができる者は、当該流派で「教士」または「和水」の資格を与えられて、5年を経過した60歳以上の者であること。
3. 審査を受ける者は、資格審査専門委員会が指定した演技種目を演技して審査を受けるものとする。
演技種目は、原則として2種目以上とする。
尚、演技種目2種目は審査を受ける者が自ら指定できるものとする。

第10章 申込み

1. 資格審査を受ける者は、自己の所属する流派名、水泳歴など必要事項を所定の審査申込書に記入し、申込期日までに(公財)日本水泳連盟に提出しなければならない。
2. 身体的事由等により演技の受査が困難な者については、審査申込時に申し立てがあった場合、医師、学識経験者等による審議を経て、演技審査を免除することができる。

第11章 称号授与と登録

1. 審査に合格した者は、所定の登録料を指定された期日までに(公財)日本水泳連盟に納付することにより、合格した資格の称号が授与され、(公財)日本水泳連盟に登録される。
2. 審査に合格した後、所定の登録料を指定された期日までに(公財)日本水泳連盟に納付しない場合は合格無効とし、称号の授与、並びに(公財)日本水泳連盟の登録は行わない。

第12章 資格審議委員会

1. 資格審査専門委員長は、必要に応じ資格審議委員会を設置することができる。
2. 資格審議委員会の構成員は、資格審査特別委員、資格審査委員、その他学識経験者等から、資格審査専門委員長が委嘱する。
3. 資格審議委員会は、資格を与えられた者にその尊厳を辱めるような行為があると疑義有るときは、その登録の抹消等について審議を行うほか、資格審査委員長から委嘱された資格審査に関わる事項について審議する。

第13章 付則

1. 本規則は、日本泳法委員会が主管し、理事会で審議決定する。
2. 改定履歴は以下の通り。

本規則は、以下の諸規定を2002年4月1日に集約制定し施行する。

資格審査委員会規定	1977年3月1日制定	1995年4月1日改正
游士資格審査規定	1995年4月1日制定	
練士資格審査規定	1956年4月1日制定	1995年4月1日改正
教士資格審査規定	1977年3月1日制定	1995年4月1日改正
範士資格審査規定	1977年4月1日制定	1995年4月1日改正

2006年 4月 1日改定、2006年 4月 1日施行

2009年 4月 1日改定、2009年 4月 1日施行

2014年 4月 1日改定、2014年 4月 1日施行

2024年 4月 1日改定、2024年 4月 1日施行

2026年 4月 1日改定、2026年10月 1日施行

【別紙】流派泳法種目一覧表

2025年度

流派名	平体		横体		立体			
	平体一(抜業系以外)	平体二(抜業系)	横体一(抜業系以外)	横体二(抜業系)	立体一(立泳系)	立体二(立泳系以外)		
神統流	※差の業「正」 ※差の業「奇 - 1」	※抜の業「正」 ※抜の業「奇 - 1」 抜の業「奇 - 2」	※差の業「奇 - 2」		※差の業「要」			
小堀流踏水術	※手繰游 ※足撃	※早抜游			※立游	浮游 御前游 抜手游		
山内流	※蛙平泳 ※扇平泳	※早抜手 大抜手	※山内流本体 ※横泳一段	※横泳二段 手繰横泳	片抜手	※立泳		
主馬神伝流	※主馬「草」 ※二段伸 諸手伸 主馬「行」	※羽交伸 三段伸 携伸	※片手抜			※立游	諸手抜 主馬「真」	
神伝流	※羽交伸 游方「草」	※片手抜	※游方「真」 ※二段伸 諸手伸	游方「行」 三段伸 携伸		※立游	諸手抜	
水任流	※両熨斗游 ※目浸泳	顔揚泳	※片熨斗游			※立游	棒抜手游 平游 脇抜手游	
岩倉流	※平泳	※抜手 二段抜手				※立泳	鱧飛 掻分 虫泳	二つ掻 片手掻分 鱧游
能島流	※平泳	※抜手一つ掻 抜手二つ掻				※立泳	鱧飛 掻分 舞鶴	水入鱧飛 鷗泳 静抜手
小池流	※平游正体 差手游	平游略体 上底	※抜臂正体 片抜臂 片抜二段 二連抜 二つ掻游			※立游正体	鱧飛 掻分 諸抜手	二つ掻 鷗
観海流	※平洄	※一つ拍子抜手 三つ拍子抜手	※半身洄			※立洄	諸手抜	
向井流	※平游 ※平掻	抜手 諸抜手「游進型」	※肩指			※立游	諸抜手 平水	
水府流	※両輪伸 平伸	※早抜手 大抜手 小抜手	※一重伸 ※二重伸 両手伸		※片抜手 片抜手一重伸 片抜手二重伸	※立泳	両抜手	
水府流太田派	※両輪伸 平伸	※早抜手 大抜手 諸抜手	※一重伸 ※二重伸 諸手伸	※一重伸略体 二重伸略体 継手伸	※片抜手一重伸 片抜手二重伸 抜手伸	※立泳		

※印は基本種目